

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案の概要

## 改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息させるために、徹底した対策を講じていく必要がある。
- 国民生活や経済、社会に重大な影響を与えるリスクに対し総合的な対策を講じられるよう、新型コロナウイルス感染症も新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）の対象となるよう、改正を行う。

## 改正の概要

### 1. 法の対象となる「新型インフルエンザ等」の定義の改正（第2条関係）

- 法の対象に新型コロナウイルス感染症を追加する（暫定措置）。

2. その他所要の改正を行う。

## 施行 期日

公布の日の翌日

# 資料

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国的大規模かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国的大規模かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。(特措法第1条)

## 1. 平時から緊急事態宣言前までの措置

### (1) 行動計画の作成等

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

### (2) 物資及び資材の備蓄

### (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置

### (4) 発生時における特定接種(登録事業者(\*)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施

※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの

### (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

## 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

※実施すべき区域等を公示

## 2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 市町村の対策本部を設置
- ② 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示
- ③ 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ④ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ⑤ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑥ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑦ 埋葬・火葬の特例
- ⑧ 行政上の手続に係る期限の延長等(運転免許証等)
- ⑨ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑩ 政府関係金融機関等による融資  
等



# 感染症に対する主な措置等

措置内容	感染症法に基づく措置				検疫法に基づく隔離等	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置
	医師から保健所への届出	病原体を媒介するねずみ、昆虫等の駆除 汚染された場所の消毒	就業制限 健康診断受診の勧告・実施	入院の勧告・措置	建物の立入制限・封鎖 交通の制限	<p>&lt;蔓延防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検疫飛行場及び検疫港の集約化</li> <li>航空機や船舶の運航自粛</li> <li>外出自粛の要請</li> <li>興行場、催物等の制限等の要請・指示 等</li> </ul> <p>&lt;社会機能の維持&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>臨時の医療施設の設置</li> <li>緊急物資の運送の要請・指示</li> <li>特定物資の売渡しの要請・収用</li> <li>生活関連物資等の価格の安定</li> <li>行政上の手続に係る期限の延長等(運転免許証等)</li> <li>(・予防接種の実施) 等</li> </ul>
新型インフルエンザ等						
一類感染症						
指定感染症 (新型コロナウイルス)					※検疫法に基づく隔離等	
二類感染症						
三類感染症						
四類感染症						
五類感染症						

新型インフルエンザ等: 新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新感染症 (新型インフルエンザ等対策特別措置法)

一類感染症: エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 等

二類感染症: 結核、SARS、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)、MERS 等

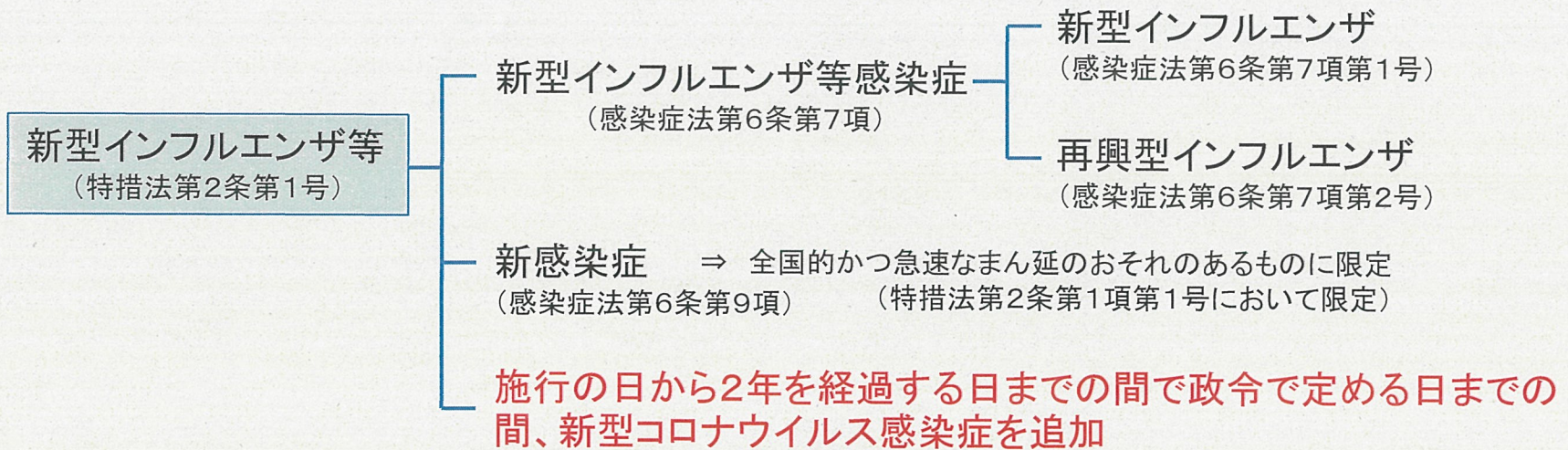
三類感染症: コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等

四類感染症: 狂犬病、マラリア、デング熱 等

五類感染症: インフルエンザ、性器クラミジア感染症、梅毒 等

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

# 新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等に追加することについて



- **新型インフルエンザ**とは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。(感染症法第6条第7項第1号)
- **再興型インフルエンザ**とは、かつて世界的に流行したインフルエンザであって、現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。(感染症法6条第7項第2号)
- **新感染症**とは、感染症であって、既知の疾病と病状や治療の結果が明らかに異なるもので、病状の程度が重篤であり、新型インフルエンザと同様に、まん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。なお、新型コロナウイルス感染症については、その病原体や病状等が既に明らかになっているため、新感染症には当たらない。(感染症法第6条第9項)
- **今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正し、施行の日から2年を経過する日までの間で政令で定める日までの間、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別特措法の対象とし、各措置を適用可能とする。**

## 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の要件

### 要件①

新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に**著しく重大な被害**を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの）が国内で発生。  
（特措法\*第32条前段）

肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める**重篤である症例の発生頻度**が、（季節性）インフルエンザにかかった場合に比して**相当程度高い**（施行令\*\*第6条第1項）

### 要件②

**全国かつ急速なまん延**により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態であること。  
（特措法\*第32条後段）

新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者、無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者、かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は死亡した者が新型インフルエンザ等に感染し、又は感染したおそれがある**経路が特定できない場合**（施行令\*\*第6条第2項第1号）

又は

新型インフルエンザ等を**公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合**その他の新型インフルエンザ等の**感染が拡大している**と疑うに足りる正当な理由のある場合（施行令\*\*第6条第2項第2号）

\* 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

\*\* 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年度政令第122号）

**2つの要件すべてに該当**

## 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の実施

緊急事態措置の内容：①不要不急の外出自粛や学校等施設の使用制限の要請（特措法第45条）  
②病院等の医療機関が不足した場合の、臨時の医療施設の開設（特措法第48条）  
③新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等（特措法第57条） 等

※上記の要請は、対象地域の各都道府県知事が感染状況等を踏まえて実施を判断 4